

# 参考資料1—3

## 次世代育成支援対策のうごき

# 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う  
《個人に過重な負担》



社会全体で子育てを支える  
《個人の希望の実現》

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

## 1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にする
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

## 2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○ 生命(いのち)と育ちを大切にする

○ 困っている声に応える

○ 生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

## 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

### (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備

### (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)

### (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

## 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

### (4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
- ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

### (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
- ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
- ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
- ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

### (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・小児医療の体制の確保

### (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

### (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

## 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

### (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
- ・地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
- ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
- ・NPO法人等の地域子育て活動の支援

### (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように

- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
- ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

## 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

### (11) 働き方の見直しを

- ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・テレワークの推進
- ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)

### (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

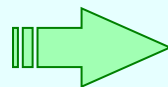
- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
- ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
- ・入札手続等における対応の検討

# 「子ども・子育てビジョン」

(平成22年1月29日閣議決定)

**基本理念の転換**  
(子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う  
《個人に過重な負担》



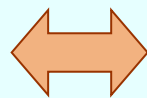
社会全体で子育てを支える  
《個人の希望の実現》

- 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和(M字カーブを台形型へ)

**バランスのとれた  
総合的な子育て支援**

《子育て家庭等への支援》

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算



《保育サービス等の基盤整備》

- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

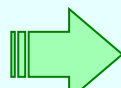
**待機児童の解消等に向けた明確な数値目標  
(5年後の姿)**

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

<保育サービスを受けている子どもの割合>

[現状] 3歳未満児の **4人に1人** (24%)

3歳未満児 : 75万人  
全体 : 215万人



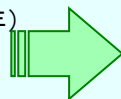
[H26] 3歳未満児の **3人に1人** (35%)

3歳未満児 : 102万人  
全体 : 241万人

※年5万人の増

○放課後児童クラブの充実(主に小学校1~3年)

[現状] **5人に1人** (81万人)



[H26] **3人に1人** (111万人)

**「企業の取組」を促進**

○次世代認定マーク(くるみん)の取得促進(652企業⇒2,000企業)

○入札手続き等における対応の検討(企業努力の反映などインセンティブ付与)

**「地域の子育て力」を重視**

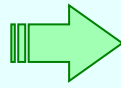
○すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備(7,100か所⇒10,000か所)

○商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

**「男性の育児参加」を重視**

○男性の育児休業取得を促進

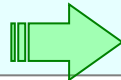
[現状] 男性育児休業取得率 **1.23%**



[H29] **10%** \*参考指標

○男性の育児参加を促進

[現状] 6歳未満の子どもをもつ  
男性の育児・家事時間 **1日 60分**



[H29] **1日 2時間30分** \*参考指標

# 子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

## 「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 古川 元久 国家戦略担当大臣  
蓮 舫 内閣府特命担当大臣（少子化対策・行政刷新）

【構成員】 川端 達夫 総務大臣  
安住 淳 財務大臣  
中川 正春 文部科学大臣  
小宮山 洋子 厚生労働大臣  
枝野 幸男 経済産業大臣  
内閣官房副長官（政務）

## 「作業グループ」

【主 査】 園田 康博 内閣府大臣政務官（少子化対策）

【構成員】 福田 昭夫 総務大臣政務官  
吉田 泉 財務大臣政務官  
神本美恵子 文部科学大臣政務官  
藤田 一枝 厚生労働大臣政務官  
北神 圭朗 経済産業大臣政務官  
大串 博志 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

## 「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】  
内閣府副大臣（少子化対策）

【事務局長代理】  
関係府省の局長クラスから事務局長が指名

【事務局次長】  
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名

【事務局員】  
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

## 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて（抄）

子ども・子育て新システムは全世代型の社会保障の構築を目指す社会保障改革において、国民の安心確保のための最優先項目の一つであり、早期に実現する必要がある。

子ども・子育て新システムについては、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム及びこども指針（仮称）ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら、議論を重ねてきた。去る7月27日に基本制度ワーキングチームにおいて、これまでの議論の到達点として、別添のとおり中間とりまとめが行われ、給付設計や幼保一体化を中心とした制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確にされたところである。

一方、6月30日には「社会保障・税一体改革成案」（政府・与党社会保障改革検討本部決定）において、子ども・子育て新システムにかかる工程表として、「税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を提出する」とされたところである。

今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び別添「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。

## 基本的考え方

### 子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。

子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。

子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。

子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

#### ○急速な少子化の進行

#### ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



#### ○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資

結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現

すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

#### ○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

#### ○子育ての孤立感と負担感の増加



#### ○すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現

#### ○質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.10%、仏：3.00%、英：3.27%、スイデン：3.35%）

#### ○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」

#### ○M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）の解消



#### ○ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

#### ○子育て支援の制度・財源の縦割り

#### ○地域の実情に応じた提供対策が不十分



#### ○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化

#### ○子ども・子育て会議（仮称）の設置

#### ○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

# 子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

## ■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援  
（子どものための現金給付、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）
  - ・ 給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
  - ・ 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

⇒

- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

## ■新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

### ○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

### ○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

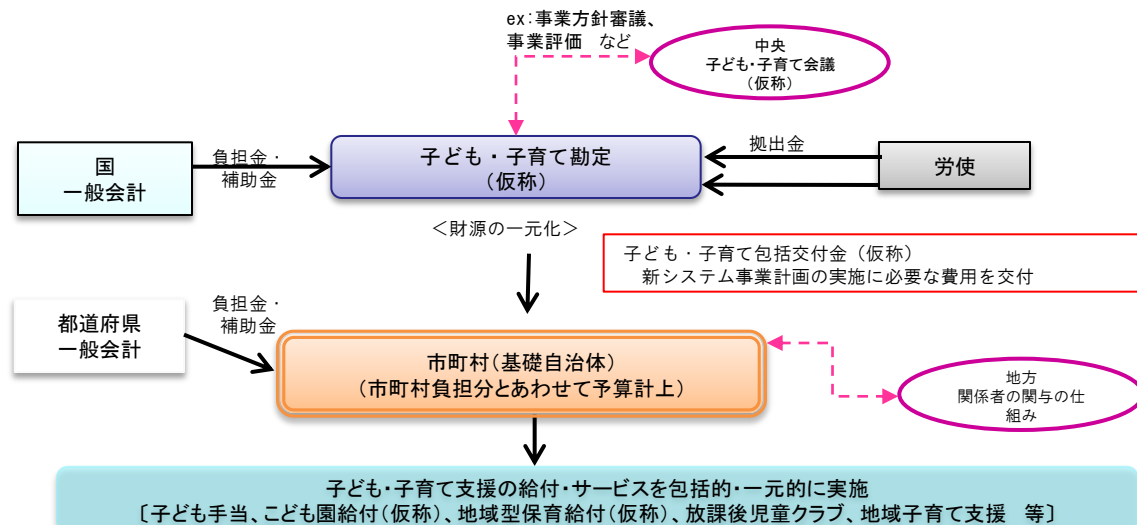
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

### ○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

### ○子ども・子育て会議（仮称）の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)に示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、今後、更に検討。

# 給付設計の全体像

## ■ 子どものための現金給付

### ■ 地域子育て支援事業(仮称)

(※)都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

### ■ 妊婦健診

## ■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

→ 将来の検討課題

### ■ こども園給付(仮称)

こども園(仮称)

: 総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

### ■ 地域型保育給付(仮称)

・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

### ■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

### ■ 放課後児童クラブ

## こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)の仕組み

### 利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障＝市町村による認定
  - 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約
  - 市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
  - 利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付
  - 公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収※
- ※ 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

### 多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入  
(多様な給付・事業類型ごとの基準)
- イコールフットイング
  - ・ 株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等
- 撤退規制、情報開示等の制度化
- 客観的基準による質の確保

※市町村の独自事業の取扱いは今後検討。



## 妊婦健診

- 妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置づけることとし、市町村においてより確実な実施を図る。
    - ※市町村新システム事業計画（仮称）に位置づけることを法定。
  
  - 国が「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について基準を示す。
    - ※ 母子保健法体系に位置づけることを検討。
- ※ 子ども・子育て支援事業（仮称）の事業に係る国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。